女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究報告書

平成 27 年９月

内閣府男女共同参画局

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅰ　事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅱ　効果の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

Ⅲ　各地方公共団体における事業実施計画・事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・　15

１　北海道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

２　群馬県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

３　豊島区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

４　滋賀県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　54

５　大阪府・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75

６　兵庫県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86

７　和歌山県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　101

８　島根県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　118

９　福岡県・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　129

はじめに

すべての女性が輝く社会の実現を目指す我が国において、性犯罪・性暴力被害者の支援は重要な課題の一つとなっている。

平成 22 年 12 月に閣議決定された第３次男女共同参画基本計画の第９分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）の「３　性犯罪への対策の推進」においては、施策の基本的方向として、性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとされており、その具体的施策の一つとして、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置促進が掲げられている。

これを踏まえ、内閣府（男女共同参画局）においては、性犯罪被害者が安心して相談することができる窓口を増やすため、平成 24 年度以降、性犯罪被害者支援体制整備促進事業を実施し、全国の男女共同参画センター等の相談員を対象とする研修を実施している。

さらに、平成 25 年度には、地方公共団体における性犯罪被害者支援に関する調査研究を実施し、ワンストップ支援センターを設置した県の取組、ワンストップ支援センターの開設を検討している県の取組及び既存のしくみや社会資源を活用した被害者支援に関する市の取組等について取りまとめた。

また、平成 23 年３月に閣議決定された第２次犯罪被害者等基本計画においても、ワンストップ支援センターの設置促進に係る施策が盛り込まれており、内閣府（犯罪被害者等施策推進室）は、平成 24 年３月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」を作成し、地方公共団体、警察及び関係機関等に配布した。

こうしたワンストップ支援センターの開設に向けた動きの広がりを踏まえ、内閣府（男女共同参画局）においては、平成 26 年度に、地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者支援の取組（事業）を実証的に調査研究したところである。

本報告書は、調査研究対象となった９つの地方公共団体において計画・実施された事業の内容、各地方公共団体における事業の取組結果及び今後の課題等についてまとめたものである。本報告書が地方公共団体におけるワンストップ支援センターの開設や、相談支援機能の拡充等に向けて有効に活用されることを期待する。